平成２９年（フ）第５２１５号
大阪市住之江区新北島３丁目８番19―902号
破産者　石上　友栄
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７８９号
大阪市西区立売堀５丁目１番６号502
破産者　森川　佑美
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４号
大阪府吹田市古江台６丁目２番８号　千里寮
破産者　松山泰虎こと　梁　　泰虎
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０４８号
大阪市浪速区桜川２丁目５番23―702号
破産者　信田　大介
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１１５号
大阪市淀川区三国本町１丁目８番１―211号
破産者　本藤　倫子（旧姓森永）
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０９号
兵庫県加古川市尾上町長田528番地の106
破産者　黒田　晃平
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１９５号
岡山県浅口市鴨方町鴨方1128番地６
破産者　平井　　努
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第９号
岡山県浅口市金光町占見新田807番地１　レオパレス金光103
破産者　武田　雅人
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第１６９号
福岡県遠賀郡水巻町猪熊８丁目11番28号
破産者　小仲　寿子
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１７０号
熊本県宇城市不知火町御領107―１
破産者　小仲　伸幸
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第３３号
熊本県八代市松江町236番地５（202）、開始決定時住所熊本県上天草市大矢野町中533番地　寺尾貸家１号室
破産者　古賀知加子（旧姓渡邉）
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第４３号
熊本県宇城市三角町中村4843番地２
破産者　福嶋　武敏
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１１５号
熊本市南区出仲間８丁目５番26号　福徳ビル㈱モバイルワークス、前住所熊本市中央区内坪井町８番９号
破産者　東田　悦弘
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３９５号
鹿児島県鹿児島市下福元町7741番地
破産者　川内美代子
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第５５号
福島県耶麻郡猪苗代町大字若宮字高森甲2885番地、前住所福島県二本松市新座40番地の４
破産者　桑田　俊秋
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第３０６号
茨城県ひたちなか市大字中根5142番地　ビレッジハウス中根１棟101号、開始決定時の住所茨城県ひたちなか市大字中根4843番地36
破産者　深谷　幸男
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第４４号
金沢市浅野本町２丁目20番９号　ディフォーレ104号
破産者　近澤　秀人
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３８号
長野県茅野市塚原２丁目17番46号
破産者　中嶋　秀茂
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第３９号
長野県諏訪市城南１丁目2562番地３
破産者　中嶋　俊治
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部